

『注釈銃砲刀剣類所持等取締法〔第2版〕』お詫びと訂正

本書下記箇所には誤りがありました。お詫びし、訂正いたします。

該当箇所	誤	正
<p>【初刷】 【第2刷】 283頁 下から6行目</p>	<p>(3) 指定申請書(添付書類を含む。)の記載事項に変更を生じた場合の届出については特段の規定が置かれていない。</p>	<p>(3) 射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合は、別記様式44号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない(規則46I)。</p>
<p>【初刷】 460頁 上から14行目</p>	<p>バネ、ネジ、ピン等は鉄や銅等で作らざるを得ないので、規則により指定された部分(銃身、機関部、引き金、撃鉄、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底)以外の部分がこの基準を超える硬さの金属で作られていても、その他の部分が同基準以下の硬さの金属で作られていれば模擬銃器に該当する。</p>	<p>バネ、ネジ、ピン等は鉄や銅等で作らざるを得ないので、規則により指定された部分(銃身、機関部、引き金、撃鉄、回転弾倉式けん銃の撃針、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底に相当する部分)以外の部分がこの基準を超える硬さの金属で作られていても模擬銃器には該当しない。</p>
<p>【初刷】 466頁 上から8行目</p>	<p>……有償譲渡をいう。反復の意思をもってする限り、一人に対する1回の販売も譲渡に当たる。事業者で……</p>	<p>……有償譲渡をいう。反復の意思をもってする限り、一人に対する1回の有償譲渡も販売に当たる。事業者で……</p>

本書下記箇所について補足いたします。

該当箇所	補足内容
<p>【初刷】 317頁 上から1行目の下に追加</p>	<p>この者が射撃練習を行おうとするときは、都道府県公安委員会から練習資格認定証の交付を受けなければならない(本条Ⅱ)。 練習資格認定証の交付を受けない場合は、練習用備付け銃を使用することができない(法9の11Ⅱによる9の7Ⅶの準用)。</p>
<p>【初刷】 317頁 上から5行目の下に追加</p>	<p>この者が射撃練習を行おうとするときは、都道府県公安委員会から練習資格認定証の交付を受けなければならない(本条Ⅱ)。</p>